

# **島原市庁舎の整備に関する提言(案)**

平成22年 月 日

**島原市庁舎整備懇話会**

## I 提 言

市役所庁舎の整備については、平成18年5月に設置された内部組織である庁舎建設検討委員会や、平成19年11月に設置された下部組織である新庁舎建設検討プロジェクトチームにおいて、庁舎整備に係る様々な検討課題の検証と具体的な建設計画等の協議が行なわれているところである。

本懇話会は、平成21年7月31日に市長から庁舎整備についての意見を求められ、市事務局から提示された資料を基に本市における市役所庁舎の現状、建設場所、市庁舎のあるべき姿、規模、備えるべき機能などについて検討を行ってきた。

その結果、下記のとおり提言する。

### 1 庁舎の現状について

市の本庁舎は、本館が昭和27年、新館が昭和46年に建設され、その後、執務室不足から平成4年に別館を建設し現在に至っている。

このため、本庁舎は老朽化が進むとともに、本館及び新館については、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準適用前の建築物であり、平成12年度に実施した耐震診断によると、震度6以上の地震が発生した場合には、倒壊の可能性が高いとされている。

また、庁舎全体が手狭な上、エレベーターが設置されないなどバリアフリー化が十分ではなく、駐車場も不足しており住民サービスの観点からも施設改善について検討する必要がある。

平成18年1月島原市、有明町との合併時に、新しい島原市の「新市建設計画」の中で優先して取り組む7つの事業の中の1つとして「新しい市の庁舎については、バリアフリーや省資源・省エネルギーに配慮し、機能的にかつ自由に使えるような施設として、また、地域の情報化推進の核としての機能を備え、さまざまな情報が入手できる施設として、今後、市民の方々と一緒にになって検討していきます。」と決定されているところである。

## 2 庁舎建設の必要性

### (1) ハード面での問題

#### ① 手狭な庁舎による影響

本庁舎については、本館、新館、別館と3棟に分散しているため、執務室や会議室の配置が来庁者にわかりにくい状況にある。

また、各執務室が手狭な上、来庁者の待合室や会議室等も不足しており、更に、エレベーターが設置されていないなどバリアフリー対策が十分でない。

#### ② 駐車場不足による影響

本庁舎の来庁者駐車場について不足しており、特に、雨天時や会議開催時等には満車状態となり来庁者に不便をかけている。

#### ③ 老朽化による影響

本庁舎は、庁舎全体が老朽化しており、毎年、施設や設備の補修に多額の費用を要している。

#### ④ 耐震性の問題

市において、本庁舎の耐震診断調査を実施した結果、震度6強の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされており、地震災害時等には、防災拠点としての機能を十分に発揮することができないことが予想される。

### (2) 耐震補強の可能性

耐震補強により耐震強度を上げることは可能であるが、以下の問題が考えられる。

① 耐震補強により耐震強度は増加するが、耐用年数が延びるものではないため、今後新たに庁舎を建設する必要が生じること。

② 耐震補強を行なっても、執務室や会議室不足という問題やバリアフリー対策については解決しないこと。

### (3) その他の問題

#### ①市町村建設計画

庁舎建設事業は、有明町との合併の際、市町村建設計画として取り決められた7つの優先すべき事業の一つである。

#### ②合併特例債の活用

合併特例債は、起債対象事業費の95%を借り入れることができ、起債対象事業費の約3分の2程度が財源措置されるものであり、市にとって負担が少なくてすむ財源制度である。

合併特例債の利用できる期間は合併後10年間となっており、庁舎を建設する場合は平成27年度までに活用することが必要である。

#### ③有明庁舎の有効活用

有明庁舎は、合併後有明支所等として活用されており、現在約100名の職員が勤務している。庁舎整備に伴い有明庁舎の活用について、現在実施中の耐震診断の結果や市民サービスの面、経費面等を総合的に考慮して検討する必要がある。

このように、現在の本庁舎は、分散化、狭隘化、老朽化等により、市民サービス及び効率的な行政運営に支障をきたしている。

また、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすための耐震性が確保されていない状況であり、これらの状況を改善するためには新庁舎建設の必要がある。

新庁舎建設となると、本市の財政状況を考慮した場合本市にとって財政負担の少ない財源である合併特例債の活用が望ましく、そのためには平成27年度までに庁舎を建設する必要がある。

また、庁舎建設には多額の財源が必要となるため、合併特例債以外にも計画的に基金を積み立てるなどといった建設財源の確保に努めることが必要である。

### **3 庁舎の機能**

新庁舎は、本市の中核をなす建物であり、市民に身近で開かれた庁舎でなければならない。また、災害時には市民の生命と財産を守る防災拠点の役割を果たす必要がある。

今後、社会情勢の変化が予想されるため、将来の市役所の行政庁としてのニーズを十分考慮する必要がある。このような観点から、次のような機能が必要である。

なお、整備にあたっては、島原市の財政状況を鑑み、本市財政に重い負担とならないよう適正な事業規模となるよう努めなければならない。

#### **(1) 市民にとって利便性の高い、開かれた庁舎**

- ①市民が要件をスムーズに済ませられるよう、一箇所の窓口で様々な相談や手続きができる総合窓口を目指すとともに、業務が関連する部署をまとめて配置するなど市民の利便性を考慮すること。
- ②市民と行政が多様な接点を持つよう市民との協働空間及び市民交流の為のスペースを確保すること。

#### **(2) 防災拠点としての庁舎**

- ①十分な耐震強度を備えること。
- ②災害時においても、防災拠点施設としての庁舎機能を維持できるための機能を整備すること。

#### **(3) 人や自然に優しい庁舎**

- ①ユニバーサルデザインを取り入れるなど、すべての人にとって優しい庁舎であること。
- ②島原らしさ（城下町、湧水、温泉、火山など）を生かした庁舎であること。
- ③省エネルギー・システムの導入や自然エネルギーを活用した自然に優しい庁舎であること。

## 4 庁舎の建設場所

### (1) 庁舎がまちづくりに果たす役割

今後の島原市のまちづくりを考える中で、庁舎建設を新しい島原市のまちづくりの一環としてとらえ、「コンパクトシティ」を目指した中心市街地の活性化につながるよう努める必要がある。

### (2) 市有地の活用について

市有地の活用については、新たな土地の購入費用や用地購入等に係る期間を考慮しなくてよいというメリットがある。

市から示された、大手浜埋立地、島原城跡公園、靈丘公園の3つの候補地については、それぞれ問題点として、交通アクセスの問題、都市公園区域のため様々な手続きが必要であること、風致地区のため建設についての制約があるため、庁舎建設について検討すべき課題が多い。

### (3) 民有地の利用について

民有地の利用については、より多くの場所を候補地として選定できるメリットがあるが、土地の購入費用や用地購入等に係る期間を考慮する必要がある。

### (4) 現在地の活用について

現在地の活用については、中心市街地であること、鉄道や路線バスといった交通機関の便が良いこと、市有地であるため新たな用地購入費用が係らないこと、他の官公庁が近隣にあるなどメリットがあり、市役所近辺の市有地等の活用などを含めて建替えを検討した場合、より現実的な建設候補地のひとつであると思われる。

## **5 その他**

### **(1) 市民の意見を反映した事業の推進**

庁舎建設について、新庁舎は本市の核となる施設であるので今後も事業の推進にあたっては、広く市民の意見を聴く機会を設けることが必要である。

### **(2) 行財政改革の一層の推進**

近年の厳しい経済状況を鑑みると、庁舎建設について市民の理解を得るために、今後行財政運営の効率化を図るといった行財政改革の推進を図ることが必要である。

### **(3) 支所機能について**

窓口機能をはじめとする本庁と支所等との適切な役割分担について、今後の行政需要や経費面を考慮して検討すること。